

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	南箕輪村

南箕輪村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名：南箕輪村役場産業課耕地係
所 在 地：上伊那郡南箕輪村 4 8 2 5 番地 1
電 話 番 号：0 2 6 5－7 2－2 1 0 4
F A X 番 号：0 2 6 5－7 3－9 7 9 9
メールアドレス：lg-kouchi@vill.minamiminowa.jg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、カラス、ドバト、ハクビシン、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	南箕輪村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値（面積）	被害数値（金額）
イノシシ	飼料作物	0.09 ha	6.8万円
	いも類	0.07 ha	0.9万円
	計	0.16 ha	7.7万円
ツキノワグマ	飼料作物	0.1 ha	7.0万円
	計	0.1 ha	7.0万円
ニホンザル	豆類（大豆 等）	1.2 ha	0.3万円
	野菜	0.75 ha	0.2万円
	いも類	0.09 ha	0.1万円
	計	2.04 ha	0.6万円
カラス	豆類（大豆 等）	1.7 ha	2.5万円
	果樹（りんご 等）	12.9 ha	25.0万円
	飼料作物	0.85 ha	27.5万円
	野菜	0.85 ha	10.5万円
	計	16.3 ha	65.5万円
ドバト	豆類（大豆 等）	2.5 ha	2.5万円
	計	2.5 ha	2.5万円
ハクビシン	野菜	0.09 ha	1.8万円
	計	0.09 ha	1.8万円
ニホンジカ	ヒノキ	6.3 ha	13.9万円
	計	6.3 ha	13.9万円
合 計	豆類（大豆 等）	5.4 ha	5.3万円
	果樹（りんご 等）	12.9 ha	25.0万円
	飼料作物	1.04 ha	41.3万円
	野菜	1.69 ha	12.5万円
	いも類	0.16 ha	1.0万円
	ヒノキ	6.3 ha	13.9万円
	計	27.49 ha	99.0万円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ ・被害発生時期：播種期～収穫期（概ね４月から１１月） ・被害発生場所：南原区等 ・傾向：飼料作物・いも類の食害。（農地の掘り起こし被害もあり） 人的被害発生が懸念される。
ツキノワグマ ・被害発生時期：収穫期（概ね４月から１１月） ・被害発生場所：南原区・大芝区等 ・傾向：飼料作物・野菜・果樹等の食害。人的被害発生が懸念される。
ニホンザル ・被害発生時期：収穫期（概ね４月から１２月） ・被害発生場所：南原区等 住宅街への出没も見られる ・傾向：豆類・野菜・いも類等の食害。
カラス ・被害発生時期：播種期～収穫期（概ね４月から１１月） ・被害発生場所：村内全域 ・傾向：野菜・果樹等の食害。 個体数の増加等の要因により果樹団地を中心に被害地域及び被害額ともに拡大傾向
ドバト ・被害発生時期：播種期～収穫期（概ね４月から１１月） ・被害発生場所：田畑区・神子柴区等 ・傾向：豆類の食害。
ハクビシン ・被害発生時期：通年 ・被害発生場所：村内全域 ・傾向：野菜等の食害（住宅への侵入、糞被害もあり。）
ニホンジカ ・被害発生時期：通年 ・被害発生場所：南原区・飛地区域 ・傾向：林業被害（ヒノキ剥皮）・希少植物の食害

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	0.16 ha	7.0 万円	0.1 ha	6.0 万円
ツキノワグマ	0.1 ha	7.0 万円	0.1 ha	6.0 万円
ニホンザル	2.04 ha	0.6 万円	2.0 ha	0.5 万円
カラス	16.3 ha	65.5 万円	16.0 ha	65.0 万円
ドバト	2.5 ha	2.5 万円	2.0 ha	2.0 万円
ハクビシン	0.09 ha	1.8 万円	0.09 ha	1.0 万円
ニホンジカ	6.3 ha	13.9 万円	5.0 ha	13.0 万円
計	27.49 ha	99.0 万円	25.29 ha	93.5 万円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題																			
捕獲等に関する取組	南箕輪村鳥獣被害対策実施隊が南箕輪村鳥獣被害対策協議会の駆除対策活動を担い、依頼に基づき、銃器・捕獲檻等による捕獲を実施。 〔村の支援策等〕 協議会を通じ駆除対策費支援。	①捕獲檻設置及び捕獲銃処理に係る従事者の負担増。 ②実施隊員の高齢化等による従事者の減少及び新規実施隊員の確保。																			
	捕獲檻等設置実績 <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>クマ檻</td><td>1</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>イノシシ檻</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>カラス・ドバト檻</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>くくり罠 他</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>		R3	R4	R5	クマ檻	1	4	2	イノシシ檻	1	1	1	カラス・ドバト檻	1	2	1	くくり罠 他	4	3	4
	R3	R4	R5																		
クマ檻	1	4	2																		
イノシシ檻	1	1	1																		
カラス・ドバト檻	1	2	1																		
くくり罠 他	4	3	4																		
防護柵の設置等に関する取組	〔設置実績〕 ・電気防護柵　L＝100m ・経ヶ岳において希少植物保護のための柵設置（ニホンジカ食害対策）	・電気防護柵を設置している地域では一定の効果が見られるが、今後は、広域的な取組みを検討するとともに、費用負担や管理体制の整備等が課題となっている。 ・一定の効果が見られているが、今後の体制整備等が課題となっている。																			
生息環境管理その他の取組	〔里山整備間伐実績〕 R3～R5 ・大芝村有林間伐	有害鳥獣の隠れ場所を少なくするための森林整備事業との一体的な取組。																			

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

区 分	取組み方針
捕獲等に関する取組	・ 従事者の育成確保（従事者の負担軽減） ・ 機材の整備による捕獲体制の軽減と強化（ドローン・罠センサー等） ・ 村内一斉駆除の実施（銃器・捕獲檻・くくり罠） ・ 捕獲獣の処分に関する埋設場所の確保 ・ 農林業関係者と連携した正確な被害把握に基づく効果的駆除の実施〔村の支援策〕 ・ 協議会への補助 ・ 捕獲獣の処分（埋設）場所の確保
防護柵の設置等に関する取組	・ 農林業の一体的な保護のため横断的な電気柵設置の検討 ・ 地区単位による鳥獣被害防止策の検討 ・ 地域住民による懇談会の開催 ・ 特に被害が甚大な地区においては、被害地区（集落）全体を囲う防護施設の設置を検討 ・ 防護施設の維持管理における体制の整備 ・ 防護施設の維持管理のための研修会の開催 ・ 経ヶ岳においてニホンジカの食害を防止するため、希少植物保護のための柵等設置を検討

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業関係者は迅速かつ詳細な被害把握に努め、正確な被害状況を駆除従事者に提供することとする。南箕輪村鳥獣被害対策実施隊は、提供された情報をもとに迅速かつ効果的な捕獲体制を整え、捕獲活動等を実践する。

捕獲獣の処理は、村と農林業関係者、捕獲従事者との協力体制を整え、埋設等の対応において従事者の負担を軽減し、円滑な処理が実施できるように整備する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル カラス ドバト ハクビシン ニホンジカ	・ 狩猟免許取得者への補助 ・ 従事者確保育成研修会等への参加 ・ 捕獲檻、罠の増設 ・ 捕獲獣の処分（埋設）場所確保 ・ 器材の整備（無線機・ドローン・罠センサーなど）
令和7年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル カラス ドバト ハクビシン ニホンジカ	・ 狩猟免許取得者への補助 ・ 従事者確保育成研修会等への参加 ・ 捕獲檻、罠の増設 ・ 捕獲獣の処分（埋設）場所確保 ・ 器材の整備（無線機・ドローン・罠センサーなど）
令和8年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル カラス ドバト ハクビシン ニホンジカ	・ 狩猟免許取得者への補助 ・ 従事者確保育成研修会等への参加 ・ 捕獲檻、罠の増設 ・ 捕獲獣の処分（埋設）場所確保 ・ 器材の整備（無線機・ドローン・罠センサーなど）

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	長野県の特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況を考慮して行う。
ツキノワグマ	長野県の特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況を考慮して行う。
ニホンザル	長野県の特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況を考慮し加害個体を特定して行うこととする。被害に改善が見られない場合には捕獲方法等の見直しを検討する。
カラス	被害状況及び捕獲実績を考慮して設定を行うこととする。被害に改善が見られない場合には捕獲数の見直しを検討する。
ドバト	被害状況及び捕獲実績を考慮して設定を行うこととする。被害に改善が見られない場合には捕獲数の見直しを検討する。
ハクビシン	被害状況及び捕獲実績を考慮して設定を行うこととする。被害に改善が見られない場合には捕獲数の見直しを検討する。
ニホンジカ	長野県の特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況を考慮し加害個体を特定して行うこととする。被害に改善が見られない場合には捕獲方法等の見直しを検討する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	20 頭	20 頭	20 頭
ツキノワグマ	1 頭	1 頭	1 頭
ニホンザル	10 頭	10 頭	10 頭
カラス	200 羽	200 羽	200 羽
ドバト	200 羽	200 羽	200 羽
ハクビシン	10 頭	10 頭	10 頭
ニホンジカ	50 頭	50 頭	50 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
○イノシシ ・捕獲檻、くくり罠による捕獲を計画的に実施。(村内全域) ・南箕輪村鳥獣被害対策実施隊による、銃器での一斉捕獲を計画的に実施。(村内全域) ○ツキノワグマ ・捕獲檻による捕獲を計画的に実施。(村内全域) 捕獲時には原則学習放獣を行う。 ○ニホンザル ・捕獲檻、くくり罠による捕獲を計画的に実施。(村内全域) ○カラス ・捕獲檻による捕獲を計画的に実施。(村内全域) ・南箕輪村鳥獣被害対策実施隊による、銃器での一斉捕獲を計画的に実施。(村内全域) ○ドバト ・捕獲檻による捕獲を計画的に実施。(村内全域) ・南箕輪村鳥獣被害対策実施隊による、銃器での一斉捕獲を計画的に実施。(村内全域) ○ハクビシン ・捕獲檻、くくり罠による捕獲を計画的に実施。(村内全域) ○ニホンジカ ・くくり罠による捕獲を計画的に実施。(村内全域) ・南箕輪村鳥獣被害対策実施隊による、銃器での一斉捕獲を計画的に実施。(村内全域)

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
林業被害及び希少植物の食害等を防止又は減少させるため、村内(経ヶ岳)にて一斉捕獲を行い、ニホンジカの数減少させる。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	〔電気防護柵〕 地区：南原 維持・補修	〔電気防護柵〕 地区：南原 維持・補修	〔電気防護柵〕 地区：南原 維持・補修
ツキノワグマ	〔電気防護柵〕 地区：南原 維持・補修	〔電気防護柵〕 地区：南原 維持・補修	〔電気防護柵〕 地区：南原 維持・補修
ニホンジカ	〔電気防護柵・食害 防止の柵〕 地区：南原・経ヶ岳 維持・補修	〔電気防護柵・食害 防止の柵〕 地区：南原・経ヶ岳 維持・補修	〔電気防護柵・食害 防止の柵〕 地区：南原・経ヶ岳 維持・補修

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	・村・実施隊等で連携 して管理 ・追い払い等は必要に 応じて実施	・村・実施隊等で連 携して管理 ・追い払い等は必要 に応じて実施	・村・実施隊等で連 携して管理 ・追い払い等は必要 に応じて実施
ツキノワグマ	・村、実施隊等で連携 して管理 ・追い払い等は必要に 応じて実施	・村・実施隊等で連 携して管理 ・追い払い等は必要 に応じて実施	・村・実施隊等で連 携して管理 ・追い払い等は必要 に応じて実施
ニホンジカ	・村・実施隊等で連携 して管理 ・追い払い等は必要に 応じて実施 ・経ヶ岳の柵において は、関係団体と連携し て管理	・村・実施隊等で連 携して管理 ・追い払い等は必要 に応じて実施 ・経ヶ岳の柵におい ては、関係団体と連 携して管理	・村・実施隊等で連 携して管理 ・追い払い等は必要 に応じて実施 ・経ヶ岳の柵におい ては、関係団体と連 携して管理

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル カラス ドバト ハクビシン ニホンジカ	・有害鳥獣の隠れ場所を少なくするための里山森林整備事業との一体的な取組を進める。 ・被害地域住民への聞き取りや関係機関との情報共有の強化等により正確な被害状況の把握に努める。 ・餌となるような、果樹・野菜等を放置しないよう耕作者をはじめとした地域住民への周知を図る。
令和4年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル カラス ドバト ハクビシン ニホンジカ	・有害鳥獣の隠れ場所を少なくするための里山森林整備事業との一体的な取組を進める。 ・被害地域住民への聞き取りや関係機関との情報共有の強化等により正確な被害状況の把握に努める。 ・餌となるような、果樹・野菜等を放置しないよう耕作者をはじめとした地域住民への周知を図る。
令和5年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル カラス ドバト ハクビシン ニホンジカ	・有害鳥獣の隠れ場所を少なくするための里山森林整備事業との一体的な取組を進める。 ・被害地域住民への聞き取りや関係機関との情報共有の強化等により正確な被害状況の把握に努める。 ・餌となるような、果樹・野菜等を放置しないよう耕作者をはじめとした地域住民への周知を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

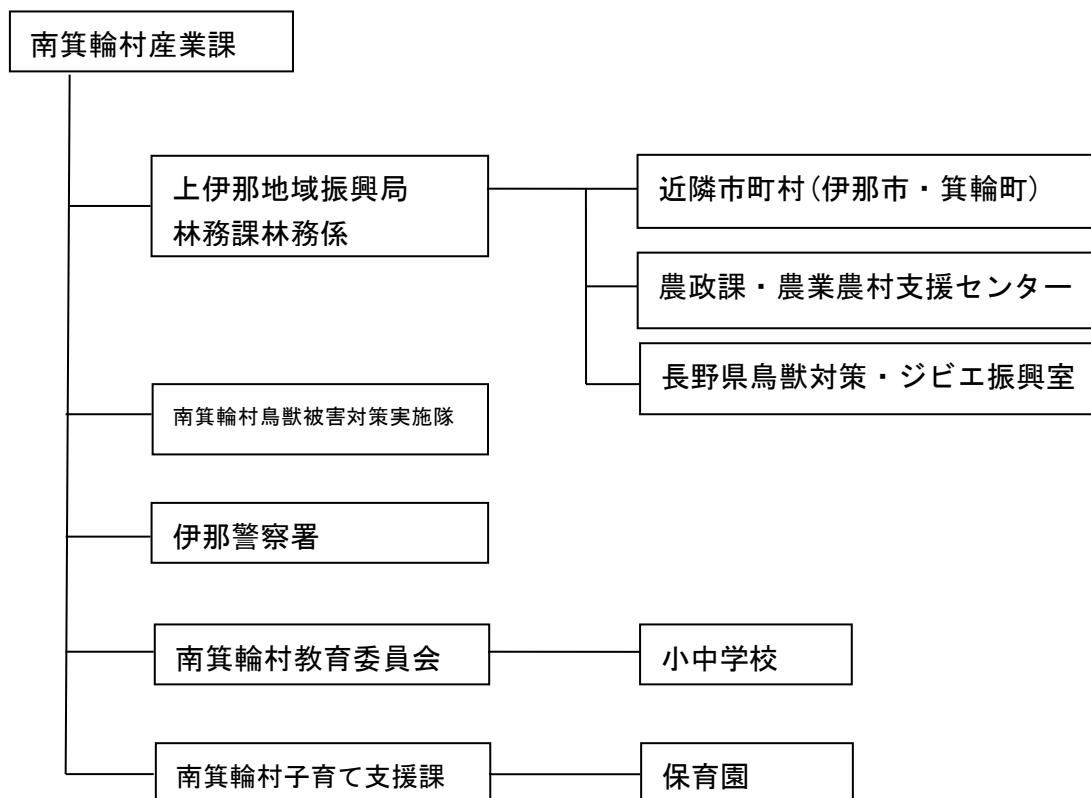
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南箕輪村	地域住民への注意を喚起するとともに、関係者間との情報の共有化を図る。住民への情報提供。 通学路等が近くにある場合には、学校等の関係者と連携を図り、児童生徒の安全を図る。
南箕輪村鳥獣被害対策実施隊	緊急体制により迅速に捕獲体制をとる。
上伊那地域振興局林務課	個体数許可の迅速な対応を図る。
伊那警察署	地域住民への注意の喚起 パトロールの実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の処理に関する環境対策及び費用負担の軽減を図るため、村実施隊等と農林業関係者とが連携し、埋設場所を確保して、適正かつ効果的な埋設を実施するための体制整備を図る。また、捕獲獣の有効利用については、村内の野生獣肉処理加工施設を活用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉として利用。
ペットフード	ペットフードとして利用
皮革	皮革として利用。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	学術研究として利用。 利用方法については検討を行って活用していく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

南箕輪村鳥獣被害対策実施隊等関係機関と連携して検討を行っていく。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

南箕輪村鳥獣被害対策実施隊等関係機関と連携して検討を行っていく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	南箕輪村鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
南箕輪村鳥獣被害対策実施隊	銃器による駆除、わなの設置など捕獲等専門的な対策を実施・出没情報や捕獲情報の提供
南箕輪村農業委員会	被害状況把握・遊休農地対策
上伊那農業協同組合南箕輪支所	連絡調整・作物被害対応指導・被害状況把握・被害防止対策
長野県農業共済組合 南信地域センター	連絡調整・作物被害対応指導・被害状況把握・被害防止対策
天竜川漁業共同組合	被害状況把握・連絡調整・啓発活動
南箕輪村営農センター	被害状況把握・被害防止対策・遊休農地対策
上伊那農業農村支援センター	作物被害対応指導・啓発活動
長野県鳥獣保護員	鳥獣生態系の情報提供・啓発活動
南箕輪村区長会	被害状況の提供・連絡調整・啓発活動
南箕輪村	連絡調整・補助金交付・被害防止対策・啓発活動・事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上伊那鳥獣被害対策協議会	・広域的な被害対策の検討、実施
上伊那地区野生鳥獣被害対策チーム	・獣害防止技術の普及・広域情報等の提供 ・被害防止対策への支援・許可申請関係
上伊那地区野生鳥獣保護管理対策協議会	・獣肉の有効利用指導
信州大学農学部野生動物対策センター	・獣害防止対策に関する助言、指導、効果判定

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年度 南箕輪村鳥獣被害対策実施隊設置条例により、南箕輪村鳥獣被害対策実施隊を設置。

① 実施隊の体制(令和6年度)

- ・南箕輪村役場産業課 3 名
- ・村猟友会員 35 名
- ・その他 1 名 計 39 名

② 実施隊の任務

- ・有害鳥獣の捕獲・駆除
- ・被害防止施策の計画立案
- ・被害防止対策(防護柵設置等)の指導
- ・被害実態、出没状況の調査
- ・被害集落と有害鳥獣駆除班との連絡調整

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

南箕輪村鳥獣被害対策実施隊の捕獲体制を維持強化するため、有害鳥獣駆除資格に関する費用の一部を補助する。南箕輪村鳥獣被害対策協議会の開催により状況把握と捕獲・防除対策を検討する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

○生息環境管理

里山の間伐等により緩衝帯を整備するとともに、遊休農地の解消と拡大防止に向けた取り組みを強化することで、害獣が住みにくい環境づくりを実施する。

○広域連携対策

被害防止施策の実施にあたっては、隣接市町村との連携を図り、必要により広域的な施策等を講じることでより効果的な被害防止に努めることとする。

○その他鳥獣害対策

キツネ、タヌキ、その他鳥類についても被害は増加傾向にあることから、積極的に駆除及び防護対策を講じることで被害防止に努めていくこととする。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。